

平成 27 年 6 月市議会定例会提出案件

提出案件 12 件	議案 6 件	予算案件 1 件 条例案件 4 件 単行案件 1 件	報告案件 6 件
-----------	--------	----------------------------------	----------

I 予算案件

- 1 平成 27 年度会津若松市一般会計補正予算（第 3 号）

II 条例案件

- 1 会津若松市税条例等の一部を改正する条例
- 2 会津若松市介護保険条例の一部を改正する条例
- 3 会津若松市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例
- 4 会津若松市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例

III 単行案件

- 1 公営住宅建設事業城前団地第 1 棟新築工事請負契約の一部変更について

IV 報告案件

- 1 平成 26 年度会津若松市一般会計継続費繰越計算書について
- 2 平成 26 年度会津若松市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 3 平成 26 年度会津若松市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 4 平成 26 年度会津若松市水道事業会計予算繰越計算書について
- 5 平成 26 年度会津若松市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 6 平成 26 年度会津若松市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

II 条例案件

1 会津若松市税条例等の一部を改正する条例

この案件は、地方税法の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 個人市民税関係

① 改正内容

ア 住宅借入金等特別税額控除について、その対象となる家屋の居住年の期限を平成 31 年まで延長することとした。

イ 平成 27 年 4 月 1 日以後に支出する地方団体に対する寄附金について、所得割の納税義務者が当該寄附金に係る寄附金税額控除の適用を受けようとする場合、当分の間、個人の市民税に関する申告書を提出することなく寄附金税額控除の適用を受けることができる特例手続を定めることとした。

ウ 所得割の課税標準の算定方法について、所得税法第 60 条の 2 から第 60 条の 4 までの規定（譲渡所得等の特例）による計算の例によらないものとする事とした。

② 施行期日

ア及びイは公布の日から、ウは平成 28 年 1 月 1 日から施行することとした。

(2) 法人市民税関係

① 改正内容

均等割の税率適用区分の基準である資本金等の額について、次の措置を講ずることとした。

ア 資本金等の額が資本金と資本準備金の合計額を下回る場合には、資本金と資本準備金の合計額とする措置を講ずることとした。

イ 資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算する措置を講ずることとした。

② 施行期日

公布の日から施行することとした。

(3) 固定資産税関係

① 改正内容

ア 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、最初の 5 年度間は税額の 3 分の 2 を減額することとし、また、その対象資産の新築期限を平成 29 年 3 月 31 日まで延長することとした。

イ 平成 28 年度分又は平成 29 年度分の固定資産税に限り、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、市長が修正前の価格を課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合においては、修正前の価格を修正基準によって修正した価

格を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることとした。

ウ 宅地等の保有及び取得に係る特別土地保有税の課税の特例措置を平成 29 年度まで延長することとした。

② 施行期日

公布の日から施行することとした。

(4) 軽自動車税関係

① 改正内容

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに初回車両番号指定を受けた一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車について、平成 28 年度に限り、その環境性能に応じたグリーン化特例（軽課）措置を講ずることとした。

② 施行期日

公布の日から施行することとした。

(5) 市たばこ税関係

① 改正内容

紙巻たばこ 3 級品に係る市たばこ税の税率の特例を廃止し、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間において激変緩和措置を設けることとした。

② 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日から施行することとした。

(6) その他条文整備

① 改正内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、市民税等に関する申出書等に個人番号又は法人番号の記載を求めることとした。

② 施行期日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

2 会津若松市介護保険条例の一部を改正する条例

この案件は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

本市の区域内に住所を有する 65 歳以上の者のうち、生活保護を受けているもの、老齢福祉年金を受けていて本人及び世帯全員が市民税非課税であるもの又は本人及び世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下であるものに係る平成 27 年度から平成 29 年度までの介護保険料について、軽減する措置を講ずることとした。

(2) 施行期日

公布の日から施行することとした。

3 会津若松市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

この案件は、地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 国民健康保険税（基礎課税分・後期高齢者支援金分・介護納付金分）の課税限度額を引き上げることとした。
- ② 世帯所得に応じた応益割の 5 割軽減及び 2 割軽減に係る所得判定基準額を引き上げ、国民健康保険税の軽減の対象世帯を拡大することとした。
- ③ その他必要な条文の整備を行うこととした。

(2) 施行期日等

公布の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用することとした。

4 会津若松市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例

この案件は、会津若松市公設地方卸売市場の管理を指定管理者に行わせるため、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 市長は、指定管理者に公設地方卸売市場の管理を行わせることができることとした。
- ② 指定管理者が行う業務は、公設地方卸売市場の施設等の維持管理に関する業務及び公設地方卸売市場における売買取引の承認等に関する業務とすることとした。
- ③ 公設地方卸売市場の指定管理者の指定の手続について、公募によらず市長が指名する団体に申請を求めることができることとした。

(2) 施行期日

公布の日から施行することとした。

III 単行案件

1 公営住宅建設事業城前団地第1棟新築工事請負契約の一部変更について

この案件は、さきに議決を経た公営住宅建設事業城前団地第1棟新築工事請負契約について、その一部を変更しようとするものです。

(1) 工事名

公営住宅建設事業城前団地第1棟新築工事

(2) 契約金額

変更前 351,972,000 円

変更後 356,174,280 円

IV 報告案件

1 平成 26 年度会津若松市一般会計継続費繰越計算書について

この案件は、さきに継続費として市議会の議決を経た城前団地建設事業、鶴城小学校校舎等建設事業及び文化施設過年災害復旧事業について、継続費繰越計算書を調製したので報告するものです。

2 平成 26 年度会津若松市一般会計繰越明許費繰越計算書について

この案件は、さきに繰越明許費として市議会の議決を経た北会津地区認定こども園整備事業等について、繰越明許費繰越計算書を調製したので報告するものです。

3 平成 26 年度会津若松市一般会計事故繰越し繰越計算書について

この案件は、都市計画街路事業等について、事故繰越しの措置を講じたことに伴い、事故繰越し繰越計算書を調製したので報告するものです。

4 平成 26 年度会津若松市水道事業会計予算繰越計算書について

この案件は、平成 26 年度会津若松市水道事業会計予算の繰越しについて、予算繰越計算書を調製したので報告するものです。

5 平成 26 年度会津若松市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

この案件は、さきに繰越明許費として市議会の議決を経た建設改良事業について、繰越明許費繰越計算書を調製したので報告するものです。

6 平成 26 年度会津若松市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

この案件は、さきに繰越明許費として市議会の議決を経た農業集落排水事業について、繰越明許費繰越計算書を調製したので報告するものです。